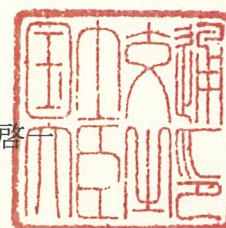


認定書

国住指第 3136-1 号
平成 29 年 1 月 18 日

株式会社酒井機材製作所 宮城豊里工場
代表取締役社長 真嶋 明 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項 (同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ及び同号ロ (1) の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TFBR-172324

2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

(1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地

①名称 株式会社酒井機材製作所 宮城豊里工場

②所在地 宮城県登米市豊里町平林 111-31

(2) 適用範囲

①鉄骨溶接構造の 5 階以下の建築物 (延べ床面積 3,000 m²以内、高さ 20m 以下) とする。

②400N 及び 490N 級炭素鋼で板厚 25 mm 以下の鋼材とする。ただし、通しダイアフラム (開先なし) の板厚は 400N 及び 490N 級炭素鋼で 32 mm 以下とし、ベースプレートの板厚及び G コラムパネル厚肉部の板厚は別添の「2. ベースプレートの板厚及び G コラムパネル厚肉部の板厚」による。

③作業条件は原則として下向姿勢とし、溶接技能者の資格は SA-3F 又は A-3F とする。

④鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「3. 入熱・パス間温度」による。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。